

## 歩道一部改築工事施行承認基準

	昭和47年8月1日	北九建土管第595号
改正	昭和56年7月3日	北九建土管第296号
	平成15年9月25日	北九建総管第146号
	平成16年4月1日	北九建総管第1号
	平成17年3月29日	北九建総管第617号
	平成28年3月10日	北九建総管第812号

車両が給油所、駐車場、工場、倉庫又は車庫等の施設（以下「路外施設」という。）に出入りするため、歩道の一部を改築し車両が歩道を横断するための施設（以下「乗り入れ施設」という。）を設置する場合は、下記によるものとする。

## 記

## 1 設置の承認について

道路管理者以外の者が乗り入れ施設を設置する場合は、道路法24条の規定により、道路管理者の承認を得なければならない。

## 2 乗り入れ施設の設置場所、数、形状等について

(1) 次の各号に掲げる場所には、乗り入れ施設の設置は承認しない。

イ 交差点又は曲がり角から5メートル以内の場所

ロ バス、路面電車の停留所又は安全地帯から10メートル以内の場所

ハ 横断歩道、橋、踏切、トンネル又は陸橋から10メートル以内の場所

ニ 街路樹が植栽されている場所

ホ 前各号に掲げる場所のほか、道路交通に支障となる恐れのある場所

(2) 乗り入れ施設の設置数は、1の路外施設について1箇所とする。

(3) 乗り入れ施設を設置する場合は、他の乗り入れ施設との有効間隔は5メートル以上とする。

(4) 2以上の乗り入れ施設を設置する場合は、その有効間隔は前記(3)と同様とし、その位置は当該申請者敷地の間口の範囲内とする。

(5) 乗り入れ施設の形状は、乗り入れ施設の歩道を横断する各辺が道路の境界線に対して90度の角度を保つこと。

(6) 乗り入れ施設の構造は、乗り入れ車両の種類に応じて、別表のとおりとする。ただし、大型車両（トレーラー等）が頻繁に出入りする路外施設にあつては、車両の回転半径、前面道路の幅員、路外施設の形態等から必要やむを得ないと判断される場合に限り、関係書類（軌跡図等）を添付させたいえ、必要最小限の幅員拡大について承認することができる。

- (7) 前記(6)を除き、この基準により難く、路外施設の形態等からやむを得ないと認められる場合はこの限りでない。ただし、(4)については有効間隔を2.5メートル以下とすることはできない。
  - (8) 前記(7)により基準を変更して施工する場合は、施工方法等について十分に協議すること。
- 3 乗り入れ施設の設置に要する費用及び工事の施工について
- (1) 乗り入れ施設設置工事は、道路法第24条の規定により道路管理者の承認を得た者が施工する。
  - (2) 乗り入れ施設設置工事を道路管理者が施工する当該歩道に関する工事と同時に施工する場合は、乗り入れ施設設置工事の施工者は道路管理者において指定する。
  - (3) 乗り入れ施設設置に要する費用は、道路法第57条の規定により道路管理者の承認を得た者の負担とする。
  - (4) 乗り入れ施設に伴う既設占用物件の移転に要する費用は原則として道路法第24条の規定により道路管理者の承認を受けた者の負担とする。
  - (5) 歩道の新設又は改築後、原則として1年以内は乗り入れ施設の設置は承認しない。
- 4 承認の申請について
- 前記1の承認申請は、申請書に必要な書類を添付し、区まちづくり整備課に提出するものとし、申請書の様式は別紙1とする。
- 5 仕様書について
- 本工事は、北九州市土木工事標準仕様書によること。
- 6 既設の乗り入れ施設の取り扱いについて
- 既に道路管理者の承認を得て乗り入れ施設を設置しているものは、この基準にもとづき設置した施設とみなす。

別表

アスファルト舗装

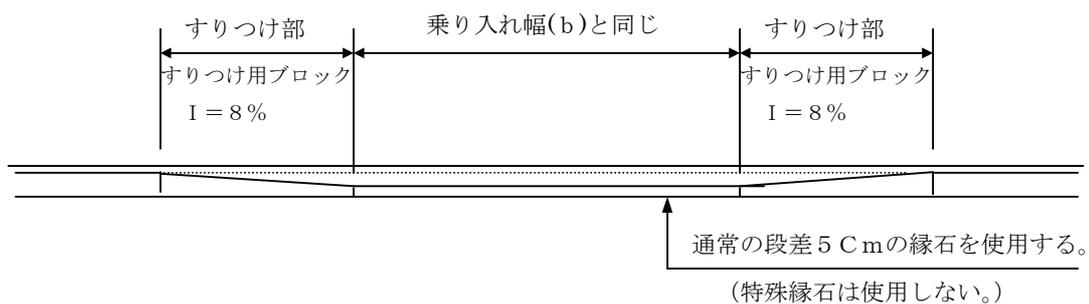
乗り入れする車両の種類	呼称	乗り入れ施設の構造							舗装厚
		長さ (a)	幅 (b)	密粒度アスコン 表層工 (t1)	粗粒度アスコン 中間層工 (t2)	粗粒度アスコン 基層工 (t3)	再生粒度調整砕石等 上層路盤工 (t4)	再生クラッシュチャーラン等 下層路盤工 (t5)	
軽自動車 排気量 660cc 以下 長さ 3.4 メートル以下	1号工	歩道幅員	3.0m	5cm	—	—	10cm	10cm	H=25cm
小型自動車 排気量 2000cc 以下 長さ 4.7 メートル以下 小型特殊自動車 長さ 4.7 メートル以下	2号工	歩道幅員	自家用 3.5m 営業用 6.0m	5cm	—	—	15cm	10cm	H=30cm
普通自動車及び 中型特殊自動車 排気量 2001cc 以上 長さ 6.0 メートル以下 幅 2.0 メートル未満	3号工	歩道幅員	自家用 4.0m 営業用 6.0m	5cm	—	5cm	20cm	10cm	H=40cm
大型自動車及び 大型特殊自動車 排気量 2001cc 以上 長さ 6.01 メートル以上 幅 2.0 メートル以上	4号工	歩道幅員	自家用 4.0m 営業用 8.0m	5cm	5cm	5cm	30cm	10cm	H=55cm

1. 「特殊自動車」とは、ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリー除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレイカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリア、農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機、ポール・トレーラ等を言う。
2. 「自家用」とは、単に車庫等に入出しし、乗り入れ回数が少ない場合。
3. 「営業用」とは、ガソリンスタンド、路外駐車場、店舗等に入出しし、乗入れ回数が頻繁な場合

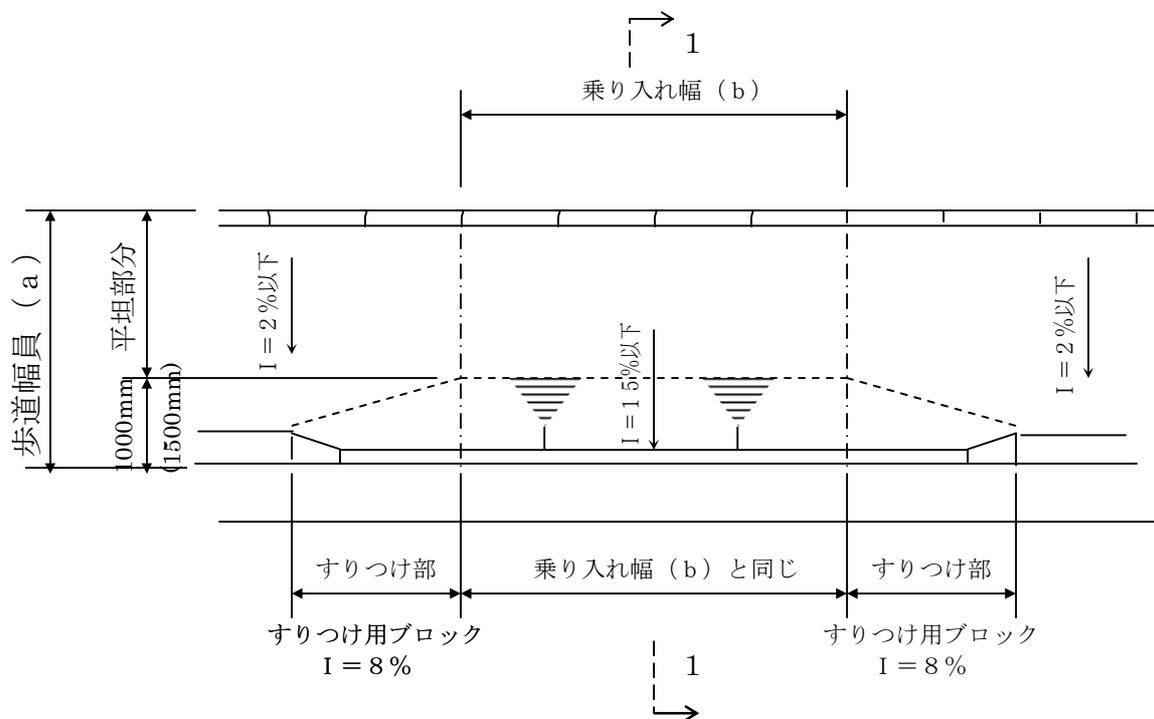
## 車両乗入れ口標準構造図

### 1. 歩道等内においてすりつけを行う構造

正面図



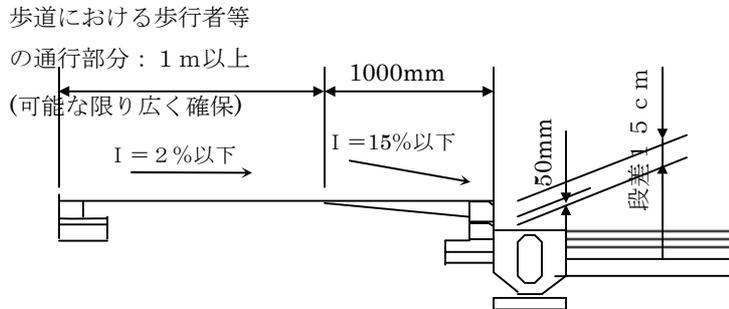
平面図



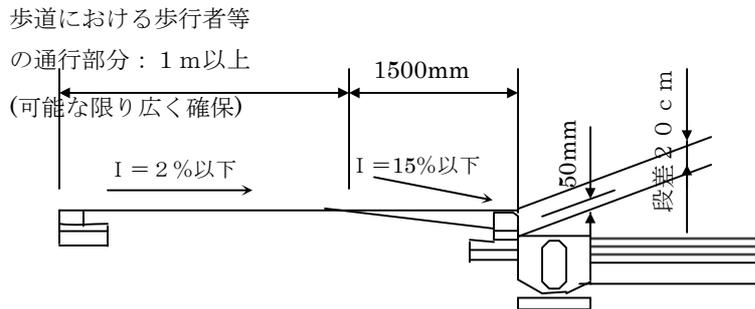
( ) 内数字は、段差 20 cm の場合の値を示す。

# 1 - 1

## 段差 15 c m



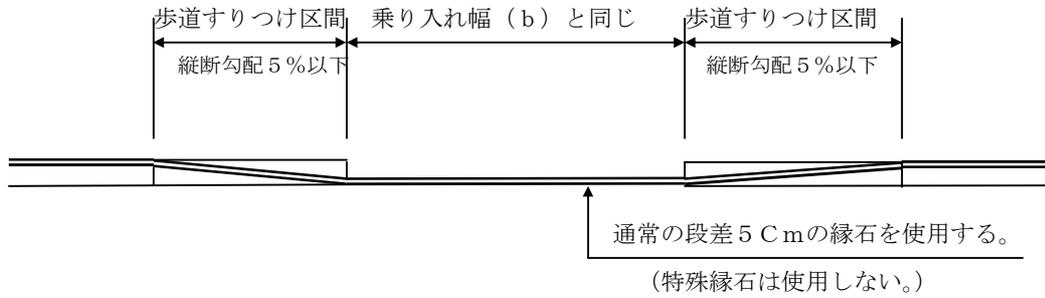
## 段差 20 c m



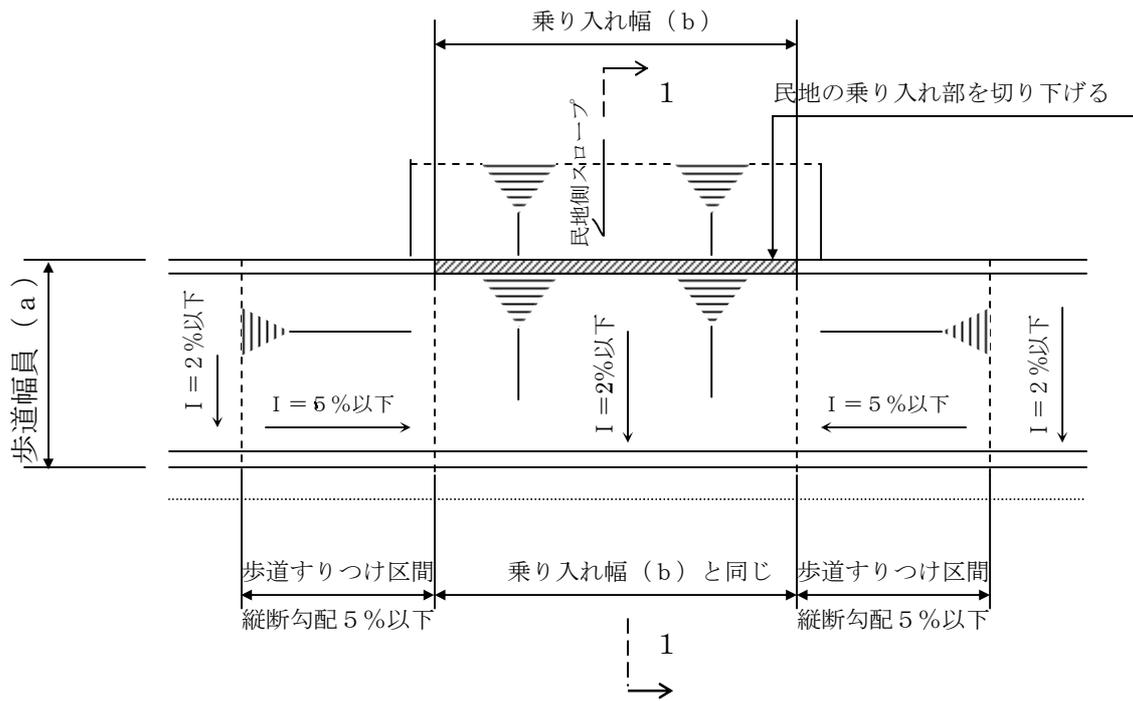
- 注1 歩道面には、1 m以上の平坦部分を連続して設ける。
- 注2 すりつけ部の縁石は、8%のすりつけ用ブロックを使用する。
- 注3 不特定の車両が乗り入れする箇所については、10%程度が望ましい。
- 注4 乗り入れ部段差は5 c mとする。
- 注5 特殊縁石は、使用しない。

## 2. 歩道等の全面切り下げを行う構造

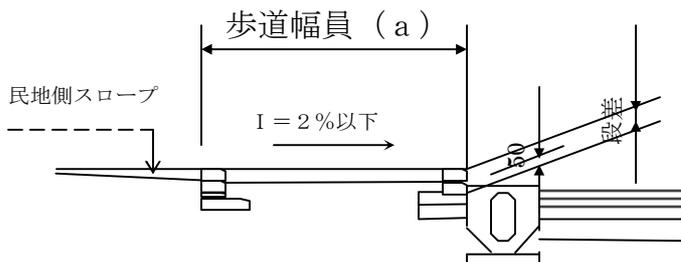
正面図



平面図



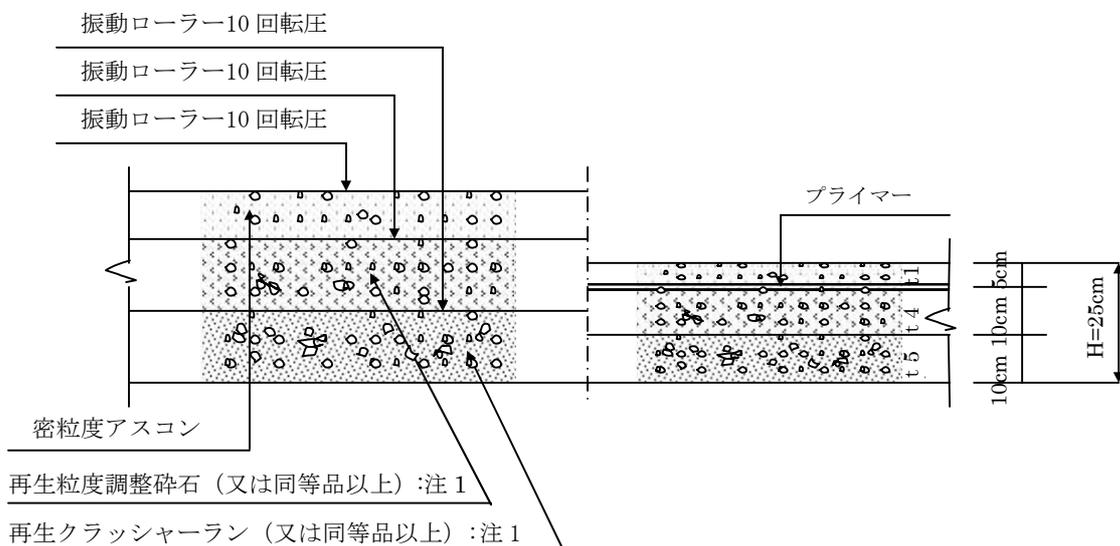
1 - 1



- 注1 歩道すりつけ区間の縁石は、すりつけ用縁石を使用する。
- 注2 乗り入れ部の段差は 5 c m とする。
- 注3 特殊縁石は、使用しない。

## アスファルト舗装工

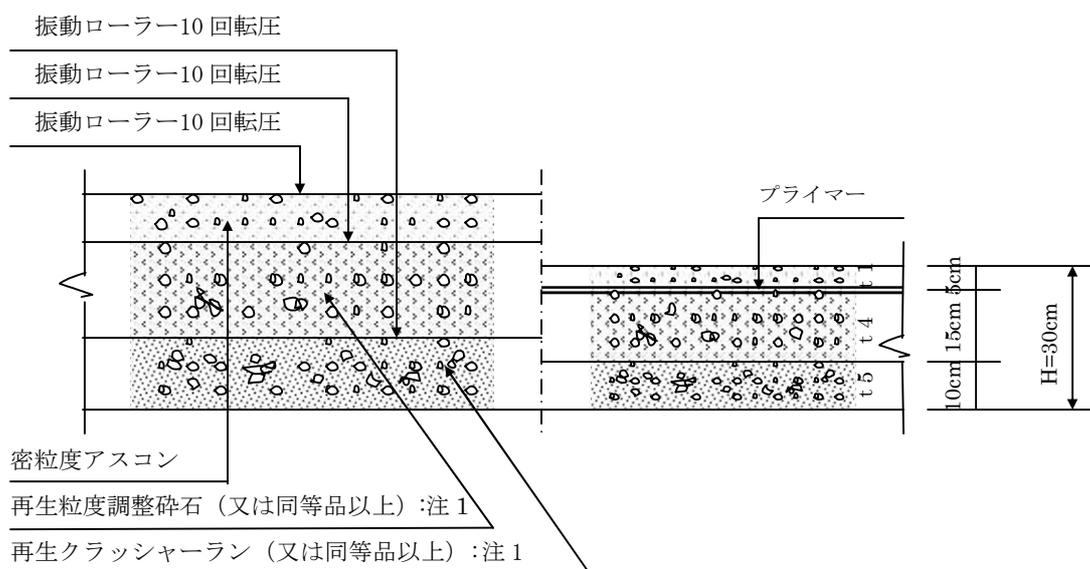
1号工



※ 乗り入れする車両

軽自動車 (排気量660cc以下、長さ3.4m以下)

2号工



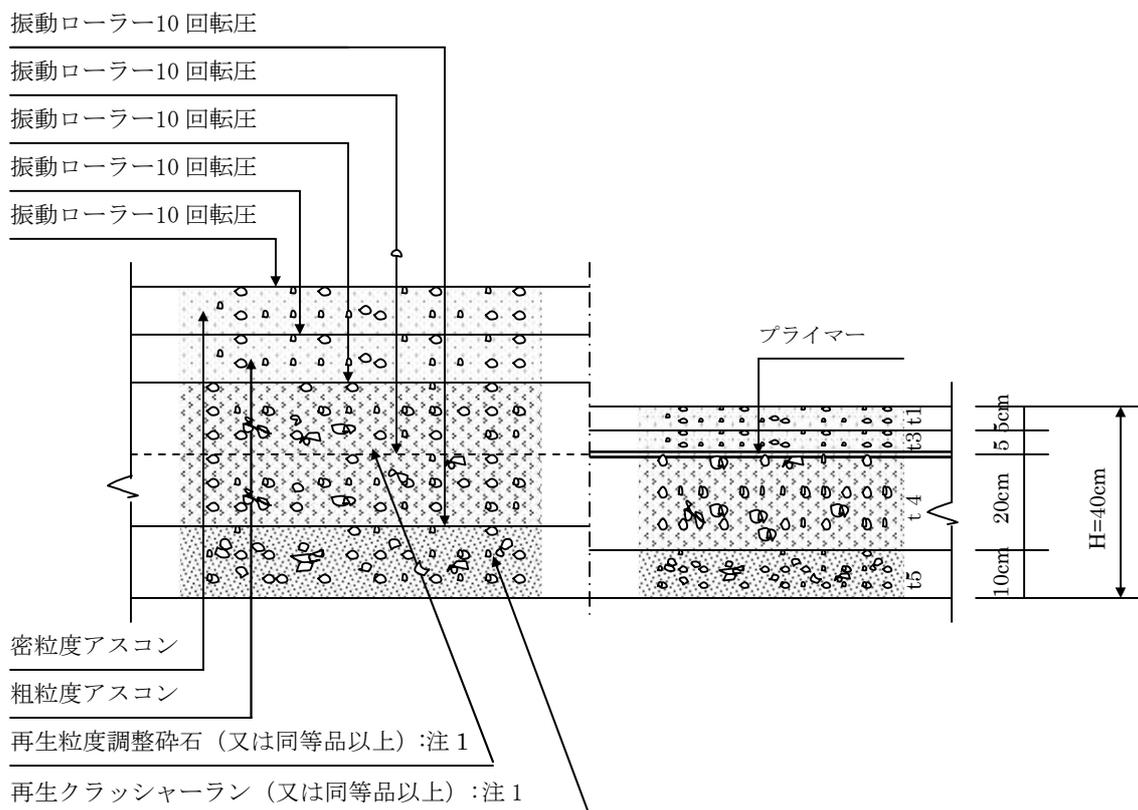
※ 乗り入れする車両

小型自動車及び小型特殊自動車

(排気量2000cc以下、長さ4.7m以下)

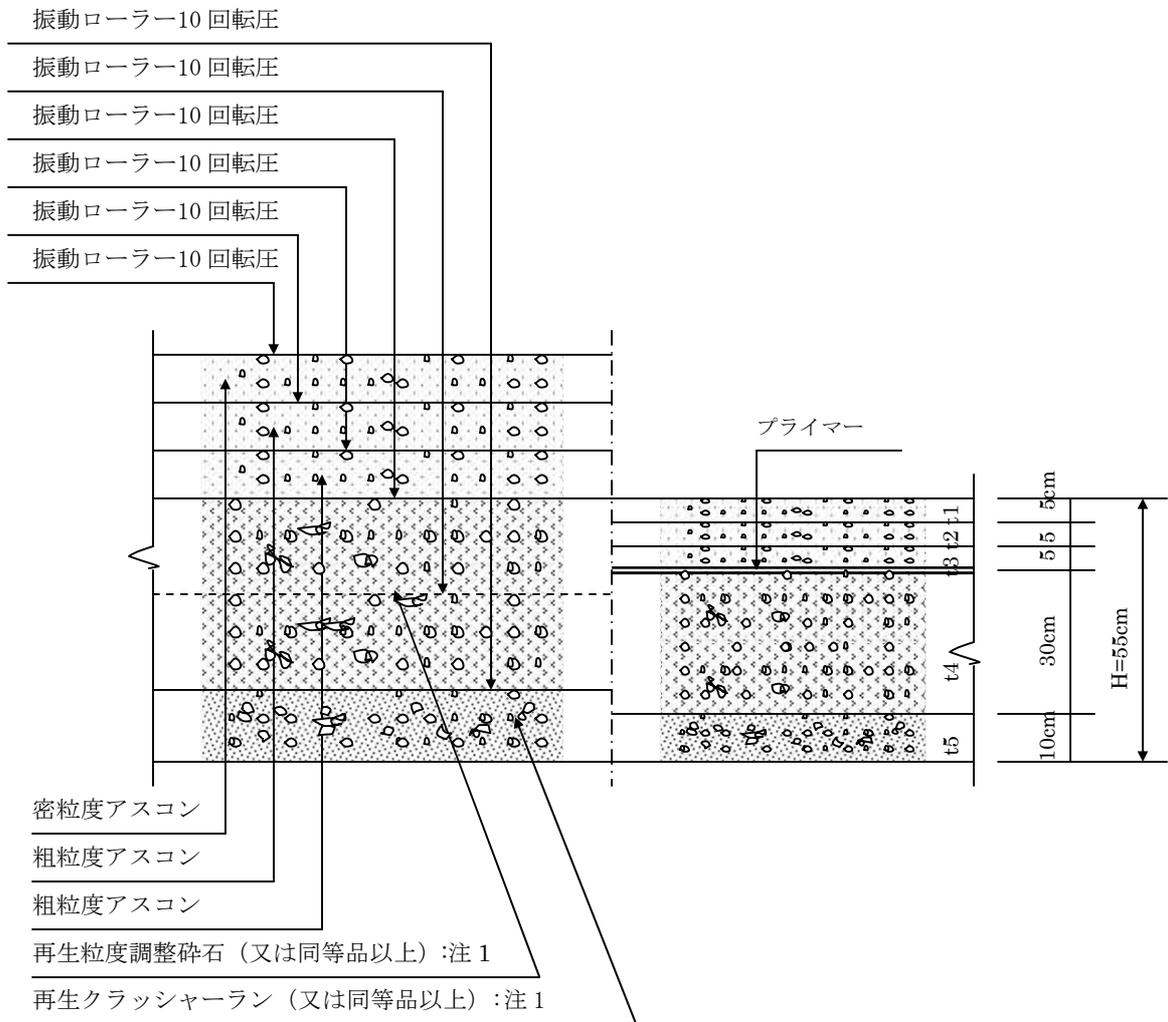
# アスファルト舗装工

3号工



※ 乗り入れする車両  
 普通自動車及び中型特殊自動車  
 (排気量2001cc以上、長さ6.0m以下、幅2.0m未満)

4 号 工



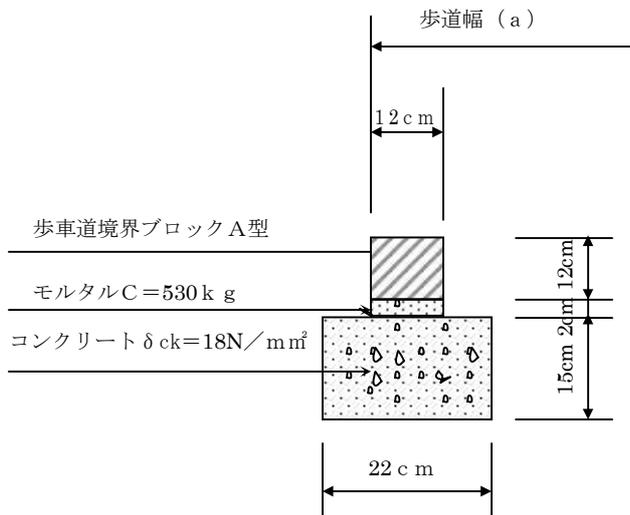
※ 乗り入れする車両  
 大型自動車及び大型特殊自動車  
 (排気量2001cc以上、長さ6.01m、幅2.0m以上)

注1 同等品以上の材料を使用する場合は、その品質等について道路管理者の承認を得ること。

## 縁石工詳細図

民地境界用

S = 1 / 10



※既設境界縁石に合わせること。

乗り入れ口用 (中間部直)

